

平成27年度第3回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成27年10月19日（月）午後2時開会  
場 所：札幌市役所 地下12階 4号会議室

札幌市環境局

## 1 出席者

### (1) 第八次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
松井 利仁	北海道大学大学院工学研究院	教授
佐野 大輔	北海道大学大学院工学研究院	准教授
川崎 了	北海道大学大学院工学研究院	教授
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群	教授
内藤 華子	元 石狩浜海浜植物保護センター	学芸員
宮木 雅美	酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類	教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院 デザイン研究科	教授
黄 仁姫	北海道大学大学院工学研究院	助教
半澤 久	北海道科学大学 寒地環境エネルギーシステム研究所	所長
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類	教授
碓山 恵子	北海道科学大学 未来デザイン学部	准教授

計 12名

### (2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	高木 浩
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	北口 順一
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

## 2 傍聴者

4名

## 3 報道機関

北海道建設新聞社

## 1. 開 会

○村尾会長 定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第3回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

お手元の次第にごございますように、本日は3件の議題がございます。

本日の終了時刻は午後4時をめどに進めたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、事務局より委員の出席状況の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（米森環境行政推進担当課長） 環境共生推進担当課長の米森でございます。よろしくをお願いいたします。

本日の会議につきましては、できるだけ多くの委員の方にご参加いただけるよう、開催日の調整に手間取っておりまして、間近なご案内で大変申しわけございませんでした。このように多くの委員の方にご出席いただきましたことに対し、お礼を申し上げたいと思います。

ただ、残念ながら、どうしてもご都合がつかない委員がおりまして、赤松委員、宮木委員、森本委員、増田委員から欠席のご連絡をいただいております。

本日の出席委員数は12名で、審議会定員の過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、次第、座席表です。こちらは、ご案内がございます。宮木委員が事務局の手違いでお名前が載っておりません。大変申しわけございませんでした。

次に、資料1として、A3判横の計画段階配慮書の住民説明会における意見、質問等、資料2として、A3判横の駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書に係る意見及び見解、資料3として、A3判の2枚物の前回の議事概要及び審議会の意見、質問等、資料4として、A3判横の札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取り扱いについての審議及び追加意見等の概要、資料5として、A4判1枚物の札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取り扱いについて（答申案）、資料6として、3・2・616 屯田・茨戸通事前調査報告についてです。また、添付しております準備書に対して市長から述べられた環境保全の検知から意見について等という1枚物をおつけさせていただいております。

足りない資料等はございませんでしょうか。

途中、何かありましたら、事務局にお申し出ください。

事務局からは以上でございます。村尾会長、よろしくをお願いいたします。

○村尾会長 ありがとうございます。

それでは、最初の議題に入る前に委員の皆様にご了承いただきたいことが1点ございます。

本日の議題（3）の屯田・茨戸通追加調査については、生物調査の結果の一部に貴重種

が含まれているということですので、生物調査の説明に入る前に審議を一旦区切りまして、その後の内容については非公開として、傍聴人にはご退席いただきたいと考えてございます。

なお、議事録につきましても、その部分は非公開にさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

## 2. 議 事

○村尾会長 それでは、議題に入ってまいります。

最初の議題は、駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書についてでございます。

本日より、配慮書の審議を行うこととなりますが、札幌市より諮問がございますので、一旦、進行を事務局にお返しいたします。

よろしく申し上げます。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書についての諮問をさせていただきたいと存じます。

○事務局（高木環境管理担当部長） 市長からの諮問書を代読させていただきます。

諮問事項、駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書について。

諮問理由です。

駒岡清掃事業更新事業は、南区真駒内に立地する一般廃棄物処理施設である駒岡清掃工場を更新する事業であります。

当該事業に係る計画段階環境配慮書については、平成27年6月30日に本市に提出され、7月8日から事業者による図書の縦覧及び本市による環境の保全の見地からの意見募集が行われたところであります。

提出された意見は1件であり、当該意見に対する事業者の見解は9月1日に本市に提出され、本市は9月7日から28日まで縦覧に供しております。つきましては、札幌市環境影響評価条例第6条の10の規定に基づき、事業者に対し環境の保全の見地から意見を述べるために本件について諮問いたします。

よろしく願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、会議の進行を村尾会長へお返ししたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○村尾会長 諮問書をいただきました。

配慮書については、前回から少し議論も始めてございますけれども、新条例のもとでの初めての案件でございますので、少し丁寧に進めてまいりたいと考えております。皆様のご協力をよろしく願いいたします。

事業者は、図書の縦覧に当たり、説明会を実施しておりますので、その結果の説明をお

願いたいと思います。

また、先ほどありましたように、この配慮書における意見募集では、意見1件が提出されておりまして、事業者が見解書を作成してございます。市長の意見は、提出された意見と事業者の見解に配慮するものとされておりまして、見解書の内容についてもあわせて事業者である環境局施設担当部から説明をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○事業者（天野） 環境局施設管理課施設担当係長の天野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ではありますけれども、駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書に関するご説明をさせていただきます。

大変恐縮ですけれども、座ってご説明をさせていただきます。

駒岡更新に関します配慮書につきましては、先ほど諮問書でもありましたけれども、7月14日に第1回目のご審議をしていただいているところでございます。配慮書の縦覧につきましては、7月8日から8月6日ですけれども、市役所の本庁舎、札幌駅北口にありまして環境プラザ、南区役所、芸術の森地区まちづくりセンターで縦覧を行っております。あわせて、ホームページ上での公開も行っております。

配慮書に関します意見につきましては、先ほどありましたように、市民の方1名からご意見の提出がありました。また、住民説明会につきましては、7月21日に開催しております。

本日は、この住民説明会での状況及び縦覧における意見及び見解のご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、住民説明会からご説明させていただきます。

資料は、お手元の資料1でございます。

説明会につきましては、7月21日に南区区民センターで、19時から20時30分まで、約1時間半での開催となっております。この説明会の市民の方への周知につきましては、新聞広告、広報さっぽろ、市のホームページ等で行ってまいりました。

参加者につきましては、主に駒岡清掃工場周辺の町内会の方でありましたけれども、全員で16名の参加をいただいております。市民の方への説明につきましては、7月14日に当審議会で使用した資料をもとに行いまして、説明の後、参加していただいた方からの意見や質問等をいただくという形で進めてまいりました。参加者からのご意見等につきましては、資料1のとおりでございます。これについて説明をさせていただきます。

まず、1番目です。項目としては、大気になります。

意見を述べられた方は駒岡団地にお住まいの方でありましたけれども、ダイオキシン類の大気に関する調査については、周辺の常盤中学校等で行われているようであるが、駒岡団地での測定はこれまで実施していないのかというご質問がございました。

これに対する我々の回答といたしましては、これまでには、おっしゃるとおり、駒岡団

地内での大気質のダイオキシン類の調査は行っておりません。近隣として、常盤中学校、啓北商業高校で実施しておりますということで、駒岡団地内における現況調査については、今後、アセスを進める中で実施していく予定でありますとしております。

続きまして、2番目の騒音についてです。

工場の騒音については高い場所に届くことがあるので、配慮書では平面図でしたが、平面図ではなく、横断図等で、状況がよくわかるような説明をしてほしい、今住んでいる駒岡団地は静かだが、清掃工場のほうに近づくと騒音が聞こえるので、工場が団地に近くなることは心配だというご意見をいただいております。

我々の回答といたしましては、今後進めていく環境影響評価におきましては、距離と高さ方向等の影響についてもわかりやすい表現となるよう工夫して、皆様に説明してまいりたいとしております。

続きまして、その他の項目になります。

現在の資源選別センターの敷地内通路は狭く感じるが、新工場の出入り口の位置や道路幅について再検討する必要はないか、事業実施想定区域の西側道路を拡幅し、西側から出入りしてはどうかというご意見をいただいております。

これは文章だけだとわかりづらいので、図面でご説明いたします。

今の方がおっしゃっているのは、今ある清掃工場で、ここが新しく建つ予定地です。現在想定しております新しい収集車両の出入り口は、予定地の北側から入る予定としておりますけれども、ここの道路幅がとれないのではないかとということです。そこで、西側道路を拡幅して横から入るようにしてはどうかというご意見でありました。

我々の回答につきましては、搬出入路につきましては、事業実施想定区域の北側、資源選別センター側からの搬入を予定しております。石山西岡南線がここですけれども、ここにつきましては、この先に駒岡団地町内会という住宅街がございますので、なるべくそちらから離れるような搬入車両のルートを計画しているとしております。

市道の駒岡工場横線から新駒岡清掃工場に入る出入り口通路について、駒岡清掃工場横線は東西に走っているルートでございますけれども、このルートにつきましては、現在、資源選別センターの敷地となります。ここに付ける道路につきましては、今後の基本計画策定の中で拡幅等を検討する予定であるという回答をしております。

続きまして、出入り口付近の東西の道路です。

ここについての拡幅計画はあるかということでございましたけれども、横線につきましては、資源選別センターをつくるときに拡幅工事をして、道路幅がある程度ありますので、今後の整備予定は今のところないとしております。

3番目ですけれども、車両の騒音、振動については評価されているが、交通安全の評価はないのか、南北と東西道路との交差点は見通しが悪く、危険な状態と思うというご意見でございます。

収集車につきましては、石山や真駒内地区からこの道路を走ってきますので、この

交差点の見通しが悪く、危険な状況であるので、こういったご意見が出されました。

回答といたしましては、収集車両の通行経路における道路交通の安全性については、今後の基本計画の中で改めて検討していきたいとしております。

続きまして、下から2番目ですが、竣工予算はどれぐらいか、資金の調達はどうするのかというご意見です。これはアセスには直接関係ありませんでしたが、回答いたしましては、総事業費につきましては札幌市が建てた白石清掃工場で四百数十億円でありました。そういったことを踏まえますと、新駒岡工場においても、規模は若干小さくなりますけれども、数百億円という大事業になると考えております。予算につきましては、現段階では明確にお答えできないのですけれども、一般財源と国の補助金の活用も当然のことながら検討する計画であるとしております。

最後に、余熱利用についてです。現工場で駒岡団地への供給は認められなかったが、新工場では駒岡団地への供給も検討してほしいというご意見です。

現在の清掃工場の余熱につきましては、真駒内駅前にある真駒内団地の熱供給事業者に熱を供給して、そこから集合住宅あるいは一定規模以上の商業施設に熱をお送りしておりますけれども、そういった熱を先ほどの駒岡団地の個別の住宅にも引いてもらえないのかということでもあります。

回答といたしましては、余熱供給の事業につきましては、基本的には集合住宅向けの設備でありますことから、戸建て住居への供給はなかなか難しい面があると我々は考えておりますということで、今後、検討は行いますとしております。

住民説明会での意見と回答については、以上でございます。

続きまして、資料2になります。

縦覧におけます市民からの意見です。

1名からのご意見の内容とそれに対する我々の見解になります。

この見解書につきましては、事務局で9月7日から9月28日まで、配慮書の縦覧と同じ場所で縦覧しております。

それでは、内容についてです。

まず、意見1の総括的事項についてです。

意見2もそうですけれども、質問に至った理由につきましては長文のところもございませぬので、割愛させていただき、意見等の趣旨を読ませさせていただきます。

まず、1番目の計画段階とはいえ、清掃工場建設地域においては、居住者に多くの影響を及ぼすものであり、住民一人一人にしっかりと理解していただくため、十分な周知、説明を行うことというご意見をいただいております。

これに対する私どもの見解として、これまで、地域の皆様への駒岡清掃工場の更新事業に関する周知につきましては、地元2町内会を含む連合町内会を対象とした計画概要に関する住民説明会や環境影響評価手続の開始に伴う説明会などを通じて行ってまいりました。今後におきましても、ご意見を参考とさせていただき、広く地域住民の方々にご理解をい

ただく機会を設けてまいりたいと考えておりますという見解としております。

参考までに、住民説明会につきましては昨年に2回ほど行っておりまして、手続の説明会につきましては7月21日に行っております。

続きまして、意見2の配慮書に関する事項です。

配慮書の中の第4章あるいは第5章等の各表の中に、例えば、大気質であれば、調査地域において用いている最大1キロ程度、あるいは、最大5キロ程度を調査範囲とする、予測地域とするというような記載をしておりましたけれども、その「程度」の記載については、その範囲を不明確にする。したがって、「以内」を用い、例外については「地区を含める」または「何々地区を除外する」とすべきであるという意見をいただいております。

これに対する見解でございますけれども、配慮書における大気質等の影響範囲に係る表記につきましては、平面的に断定した何キロメートルと断定せず、地形や居住地の状況に応じて若干の変動を許容するため、最大何キロメートル程度と表記をしておりました。

今後、方法書における影響範囲につきましては、事業実施想定区域及び周辺の地形や気象状況等を踏まえ、再度、内容を検討し、設定する計画であります。その際に調査範囲に関する表記方法についてもあわせて検討いたしますという見解としております。

続きまして、意見②です。

その理由については、下の(2)をご参照ください。

騒音・振動・悪臭の測定についてでございます。

石山地区及び真駒内地区からの主たる搬入路隣接地となる駒岡地区(駒岡町内会第1班居住者地区)について、測定点を設けて環境測定を行うべきであるというご意見を下記の理由によりいただいております。

見解といたしましては、配慮書では、事業の位置、規模等の構想段階において、調べる既存文献や既設測定点の情報をもとに環境配慮事項の予測、評価を実施しているところでございます。

今後の環境影響評価では、騒音・振動・悪臭等について現地調査を実施し、予測評価を実施する予定でおります。測定地点及び測定方法、時期等に関しましては、今後の環境影響評価の中の方法書で具体的に設定する予定であり、駒岡地区においても現況調査地点を十分検討して設定し、適切な評価を行うという見解としております。

続きまして、意見③です。

風向・風速別濃度分布(風配図)について、清掃工場での実測値との対比を行うべきであるというご意見をいただいております。

見解といたしましては、配慮書では、事業の位置、規模等の構想段階において、既存文献や既設測定点の情報をもとに環境配慮事項を選定、予測、評価をしているところです。そのため、風配図を初めとする一連の気象データについては、札幌管区气象台(中央区)の値を用いて概況を把握したところであります。いただいたご意見にありますように、中央区と事業実施想定区域の位置する南区では周囲の地形等が異なる状況から、より適切な



評価を行うために現地の気象調査を検討しており、今後の環境影響評価方法書に詳述する予定としております。

最後になりますけれども、意見④です。

浮遊粒子状物質の測定に放射性物質を含めることというご意見をいただいております。

これにつきましては、清掃工場におけます放射性物質の測定については、平成23年8月29日付の環境省通知に基づき、焼却灰、飛灰の放射性物質に関する測定を実施し、排ガス等の安全性の確認、現況を把握するとともに、結果を公表しているところです。放射性物質に関する環境影響評価については、環境影響評価法の改正（平成27年6月）により、対象事業に関して定められております。現在、環境影響評価法の放射性物質に関する改正を受け、札幌市環境影響評価条例におきましても放射性物質の取り扱いについて審議を行っているところでありますとしております。

また、本事業は札幌市環境影響評価条例の対象事業として環境影響評価を実施しておりますが、今後においても、条例に基づき、事業に係る環境保全のための措置を目的とし、適切な対応を実施してまいりますとしております。

参考までに、清掃工場におけます焼却灰の放射性物質測定結果についてということで、札幌市にあります三つの清掃工場から排出されております焼却灰と飛灰の放射性物質の測定を年2回行ってございまして、これにつきましては記載してありますアドレスで公開しております。

駒岡清掃工場更新に係る説明につきましては、以上でございます。

○村尾会長 ありがとうございます。

引き続き、資料3について、前回の審議会での議論の概要、皆さんから審議会後にいただいた質疑について、事務局から報告していただきます。

よろしく申し上げます。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 環境影響評価担当係長の北口と申します。よろしくお願いたします。

私から、前回の審議会での議論の概要及び審議会後に各委員の皆様から事務局に出された指摘等について報告させていただきます。

失礼ながら、ここからは座って報告させていただきます。

お手持ちの資料3の1ページをごらんください。

こちらが前回の議事において、委員の皆様方から出された質問の内容と事業者の回答について記載してございます。事業者の回答の一部が網かけになっておりますが、審議会では明確に回答しておらず、今回、事業者の回答が明らかになるものでございます。

それでは、上から順番にご報告させていただきます。

まず、森本委員から、試運転の期間ということで、試運転の期間がどれぐらいかという質問がございまして、事業者から最低でも3カ月程度はかかるという回答がございました。この後、森本委員から、両工場を稼働させた場合も基準を満たせるのかどうか、方法書以

降で検討すべきであるというご指摘がございました。そこで、事業者からは、試運転の期間における2工場同時稼働時の環境影響に関する調査、予測、評価について、方法書にて検討するというご指摘がございました。

続きまして、宮木委員から、日陰ができないように工夫した案は配慮書で設計できないのかというご質問がございました。事業者の回答としては、施設の詳細な決定は今後の基本計画で明らかとなってくるが、日陰の影響が全くない設計ができるかどうかは現時点では回答できないということでございます。

続きまして、早矢仕委員から、工事中の動物への影響が評価の項目に含まれていないので実施すべきであるというご指摘でございます。事業者からは、動物、生態系については方法書以降で工事中の影響も評価の項目として選定するというご指摘でございます。

また、宮木委員から、累計区分及び希少種の選定が適切ではない、今後、精査されていくのかというご質問がございました。事業者からは、今後の調査結果を反映して、再度、評価を行うということでございます。

続きまして、温室効果ガスについて、黄委員からご質問がございました。まず、高効率発電を設置するとなっておりますが、具体的にどのような装置であるか、また、これは温室効果ガス削減にどのように影響するのかというご質問がございました。事業者からは、高効率発電の施設は具体的に決定していない、発電量の増大と設備の省エネ化を考慮している温室効果ガスの削減の数値を算出したものであるということでございます。

同じく、黄委員から、ごみの処理量の減少量はどの程度であるか、また、温室効果ガス削減の主要因は高効率発電と考えてよいかというご質問がございました。事業者からは、平成36年度には処理量が3万トン減少すると見込んでいること、温室効果ガスの削減量については、高効率発電設備を導入することにより発電量が増加するため、電力会社からの受電が減ることが主要因であると考えているということでございます。

また、吉田委員から、煙突の高さに注目しているが、道路に近接して40メートルの建物が建つ圧迫感について、緑で覆う、その他の配慮は行うのかというご質問がございました。事業者からは、今後の基本計画を検討する中で緑地計画等にご意見を取り入れながら決定していきたいということでございます。

次に、松井委員から、低周波音について評価項目に含めるべきであるというご指摘がございました。事業者からは、方法書において、項目追加、調査、予測、評価に関して検討するというご指摘がございました。

続きまして、松井委員から、評価手法について、基準値を満足しているかを確認することがアセスではないというご指摘がございました。事業者からは、一つの定量的評価の物差しとして基準値を用いておりますが、環境影響の評価については、他施設の事例やヒアリング結果等も踏まえて定性的あるいは客観的な評価を今後は記載していきたいということでございます。

次に、大気の関係について、内藤委員と村尾会長からご意見とご質問が出ております。

まず、内藤委員から、工事中については車両が増加するため、工事中の車両による大気環境への影響を評価するべきであるというご指摘がございました。事業者からは、方法書において、項目追加、調査、予測、評価について検討を行うということでございます。

また、村尾会長からは、地形が複雑な場所であるため、それを考慮した評価を行う予定があるかというご質問がございました。事業者からは、方法書以降で地形を考慮した予測シミュレーションを採用するかを検討したいということです。

同じく、村尾会長から、気象台の安定度を採用できるかどうかは留意していただきたいというご意見がございました。事業者からは、方法書において検討するというところでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、審議会が終わった後にご意見あるいはご質問が出されてきたものがありまして、事業者の回答が出されております。

こちらについては、なるべく要点だけご意見いたします。

早矢仕委員から、調査の時期等について、計画段階配慮の項目の選定の際、工事の実施時において、動物と生態系が含まれておりませんが、こちらも選択されるべきではないかというご指摘がございました。こちらに対する事業者の回答は、札幌市の環境影響評価の技術指針における環境影響評価項目のうち、基本項目に沿って対応したところ、工事の実施に係る生態系への影響が外れておりました。しかし、ご指摘のとおり、工事に伴う影響等が考えられますので、周辺の良い動植物の生育環境への影響が考えられることから、工事期間中の動植物及び生態系への影響についても方法書以降で項目として選定いたしますということでございます。

同じく、早矢仕委員から、生態系指標種の選定結果がアセスメントの趣旨に即していないのではないかというご指摘がございました。例えば、鳥類では、通常、上位種を選定いたします。表の中ではリストアップされているのですが、そちらの指標種に選定していないというご指摘がございました。事業者の回答は、今回設定した指標種は、札幌市の環境配慮指針に基づいて、指標種で代表される動植物の生育環境を保全、創出できるかという観点から、自然環境保全、創出の配慮内容が具体性のあるものとして例示できる種を採用いたしましたということでございます。通常、アセスメントで選定するものとは異なる視点の選定となっておりますので、猛禽類等の生態系上位種については、動植物の現地調査の準備書において改めて評価したいということでございます。

続きまして、遠井委員から、温室効果ガスなどについてお問い合わせが来ました。

こちらは文章が長いので若干省略させていただきますが、今回の配置、構造について複数案の検討となっておりますが、選定した項目の中には、A案、B案で共通していて、比較対象の根拠になり得ない項目があり、これらについても網羅する必要があるのかということです。これは、できるだけ多くの情報を早い段階から収集、開示して、事業者に環境配慮を求めることは望ましいものではありませんが、複数案を検討することに不可欠でない要素は一部省略するなどして、できるだけ簡素化して、次の段階でより詳細な検討を求め

るという手法もあるのではないかとということでございます。

こちらについては、事業者の回答と私どもの事務局からの回答がありますが、まず、事業者からの回答をご説明いたします。

今回の配慮書では、自然的・社会的地域概況についても状況を整理して、どのような項目に現段階で配慮が必要かどうかを精査しているということです。今回の配置、構造では大きな差がなくても、現状を比較するより一定の意義があると考えて選定したものですということでございます。

ここで、こちらの見開きの反対の3に飛んでください。

上の部分が同じ質問に対する事務局の回答となります。

要約いたしますけれども、環境省が環境影響配慮手続について技術ガイドという指針を示しておりまして、こちらの中では事業者の実績等によって、準備書の段階で回避・低減策が可能であったり、影響が可逆的あるいは短期間にとどまるものであれば、計画段階環境配慮書では対象としないことができるとされております。ただ、動植物、生態系等については、これに該当するとは言いがたいものがございます。また、文献調査から、配慮書やその先の段階で環境影響を回避、低減できるものがあり得るため、今回は項目として選定したことは適切であるとさせていただきました。

また、前後いたしますけれども、2の一番下に戻っていただけますでしょうか。

同じく、遠井委員から、温室効果ガスの関連項目については種々ございますが、例えば、さらなる排出削減の検討を求めたり、重油をバイオマスに置きかえたり、再生エネルギーの利用を求めることも可能と考えるがどうかというご質問がございました。

事業者の回答は、現在稼働中の清掃工場において、重油または灯油を使用するというのは清掃工場の立ち上げ時の着火と燃焼不良時の助燃を目的として行っております。新駒岡清掃工場の更新における事項については、今後、基本計画等で検討しますが、補助燃料についても温室効果ガス削減を念頭に置き、施設整備条件等を勘案しながら検討を進め、今後の環境影響評価に検討結果を反映していく考えですということでございます。

こちらについては、事務局から補足回答がございます。

前後しますが、3番目の2段目をごらんください。

事務局としましては、配慮書の審議において、このような環境配慮を求めることは可能であると考えております。事業所はこれら等の経済・社会面等を考慮しまして方法書の事業計画を決定することになりますとさせていただきました。

何度も前後してしまってお詫言いますが、2の一番最後をごらんください。

清掃工場について、詳細事項は基本計画で策定するとございます。こちらの施設の基本計画の環境影響評価はアセスのどの手続の段階でなされるかという質問がございました。

事業者からは、基本計画は準備書段階で作成する予定でございまして。これらの検討結果等につきましては準備書で反映いたしますということでございます。

一番下の行ですが、先ほど上の回答部分につきまして、これらの求める事項は、回避、

低減のための保全措置なのか、あるいは、お勧めにとどまるという趣旨なのかというご質問がございました。こちらは、例えば、バイオマスの活用や省エネ、再エネの促進を求めるといことは環境保全措置として位置づけられるものであるとさせていただいております。

駆け足になってしまって申しわけありませんが、事務局からの報告は以上でございます。  
○村尾会長 ありがとうございます。

たくさん説明をいただいたのですが、どれでも結構なので、皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

私も前回の議論で少し思い出したのですが、今回、配慮書が初めての対象になっておりまして、配慮書においては、複数案が大抵の場合は提示され、それに対し、私たちがそれぞれの案についてこういうことを考えたほうが良いといったようなことを言う場となります。最終的には複数案に環境面から見て優劣がつくのかもしれませんけれども、その後、実際の事業になったときにどの案が採用されるかは、私たちが環境的に一番良いといったものになるわけでもございません。

そういったことを考えますと、私たちが配慮書の審議を行う際に全ての案を見ながら、こういった項目がきちりと上がっていないのはまずいというように、調査の内容や調査の時期など、今言えることはこういうことであろうということが方法書に生きて、方法書やその後の準備書の段階で実はこの調査をやらなければいけなかったのだというような戻りがないように進めていけば、配慮書の手続がふえても、アセスメント全体の負担がむしろ前側に移り、全体としてはそんなに変わらなくなるのではないかと思います。そういった姿を考えておりました。

それが全部の事業でできるかということ、理想像でして、配慮書段階できちんと決まらない事業もあろうかと思いますが、今回の場合は、かなり具体的に配慮書段階から想定できるかと思います。いろいろとご意見をいただいておりますけれども、むしろ、方法書でこれを考慮しておいてください、あるいは、もっと具体的に、こういう方法でやったほうが良いというアドバイスがあれば、それをつけ加えていただければと思ってございます。

それでは、ご意見をお願いいたします。

○黄委員 資料3の意見に対する回答についてです。

2番目で、私が温室効果ガスについて、削減の主原因が高効率発電と考えてよいかという質問をしたのですけれども、回答していただいた内容が間違っていると思います。

全体的に7,800トンのCO<sub>2</sub>の削減が予測されるという解析だったのですけれども、主な削減要因はごみ量が減るからですよね。発電効率が高くなったからではなく、主な原因はごみ量が減ることによる温室効果ガス削減ではないかと思うのですけれども、どうですか。

これについては、配慮書の5の1-3-9ページに計算結果が載っていると思います。電力消費関連削減量は約400トンのCO<sub>2</sub>ですね。それに対して、ごみの量が減ること

による削減効果は、6,500トンのCO<sub>2</sub>です。

○事業者（天野） 委員のご指摘のとおりだと思いますので、回答につきましては改めて訂正させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○村尾会長 ほかにございませんか。

○遠井委員 方法に関してではなく、配慮書段階への諮問のあり方についてお伺いいたします。

まず、1点目は、先ほど村尾会長からもご指摘があったように、配慮書段階と言えども、実際には委員や住民の方からは方法に関する意見がかなり出ていたという印象を受けました。方法に関する委員の質問に対しては、回答として、方法書において検討しますと書いてあるのですが、住民の方からの方法書に関するコメントに関しては、それに対応して方法書を検討するかどうかははっきりわからないように読めましたので、同じように考慮していただくことになるのかと思います。それとも、これは、方法書において、新たに質問を出さなければならないのでしょうか。住民の方からは当然話をしたとお考えだと思いますので、その辺の確認をお願いいたします。

もう1点は、審議会の中でのご議論ですが、前回は欠席をしまして、どのようにご議論されたのかが私もわかっていないので、的外れかもしれませんが、諮問の内容は配慮書段階ではA案かB案のどちらが望ましいのかということを確認するものなののでしょうか。

○村尾会長 違います。

○遠井委員 そうではなくて、A案やB案を選択するための必要な事項を確認することですか。

○村尾会長 これは、事務局からお答えいただいたほうが正確かと思います。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 今、村尾会長からお話がありましたとおり、A案、B案のどちらかを選択するのではなく、配慮書で検討すべき事項がなされているかどうかの確認をいただくこととなります。

○遠井委員 もともと、法令での計画段階配慮書の位置づけは、規模や位置に関して、早い段階で柔軟性を確保するために導入されたものですので、事業計画自体にさまざまな見解から意見を言って変更の余地を残すということになったと思うのです。そうすると、方法だけに議論が集中して質問してしまうと、本来の法の趣旨と変わってくるのではないかということが気になりましたので、ご質問させていただきました。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） ありがとうございます。

そうですね。そのあたりは、どういう形で審議会として答申をつくっていくかはご相談させていただくことになるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○事業者（三浦） 今、遠井委員からいただきました住民からの意見等の我々事業者の回答としては、基本計画等で検討する等の具体性がないイメージがあるといった趣旨のご意見かと思います。

この後、道路問題にいたしましても、地域の方の詳細なご要望等はこの後の住民意見交換会等でさらに詰めたものにしていく考えでございます。この計画の中で検討した結果、こうでしたというだけで済ませるわけでは決してなく、地域住民の方の理解は非常に大事なものと捉えておりますので、そういった形で進めていきたいと考えております。

○遠井委員 計画段階環境配慮書における書面での意見についても同様ですか。

住民説明会ではなく、配慮書への意見もほとんどが方法に関する意見だとお見受けしました。これについても方法書の中で検討しますと書いてあるのですが、この意見を踏まえて検討すると読んでいいのでしょうか。

○事業者（三浦） この意見を踏まえた上で十分に検討し、反映させていきたいと考えております。

○村尾会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○早矢仕委員 審議会後の意見と質問についてご回答をいただいた資料3についてです。

類型区分、指標種についていただいたお答えについて、一読した限りと今お聞きした限りでも理解できずにあります。

札幌市の技術指針では、生態系の指標種の選定に、上位種など、通常のアセスメントで選定するものということですが、事業者としては、札幌市環境配慮指針ではこうなっていると、技術指針とは異なる基準で選定しているのだとお書きになっておりますね。しかし、その間にそうした相違があっているのかがわかりません。これは事業者にお尋ねするのか、事務局にお尋ねするのか、どうしてこういうことが起こるのかについて教えてくださいませんか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 基本的に、事業者側とされましては、札幌市環境影響評価の技術指針にのっとってご検討いただいていると私どもは把握しております。ただ、それに限らず、ご指摘のとおり、技術指針にかかわらず、広く検討すべきものについては検討していきたいということです。

○早矢仕委員 今おっしゃったのは、上の調査時期のことではないですか。その下の類型区分指標種についてです。

説明を省いてしまったのですけれども、技術指針ではこう書かれているけれども、特別にこういうことでこうたと書かれていないのです。技術指針に倣っておやりになれば、当然、上位種等を選定されているはずだと思うのです。この環境配慮指針は札幌市が事業者に対してわかりやすく配慮の視点等を示したものとなっているのですけれども、わかりやすく示した時点で技術指針と内容が変わっているという理解でよろしいのでしょうか。

○事業者（倉井） 影響評価のお手伝いをしましたエヌエス環境と申します。

動植物の指標種の選定で参考にさせていただいた札幌市環境配慮指針についてですが、猛禽類などの上位種以外では、今回は、エゾリスなど、一般的に身近に感じられる種を選定してきたわけですが。配慮指針の中では、事例としてこういった動物がわかりやすいので、

評価対象とするのがよいというような書き方をしてあって、必ずそれを評価しなさいという項目ではなかったのです。また、現地調査を行っていない段階であります。資料調査の中で近接する駒岡小学校の裏山といいますか、学校林の中にエゾリスなどの動物が確認されておりましたので、事例として例示いたしました。

ただし、今後の現地調査の状況において、猛禽類などの上位種も確認されることがあると思います。今回はこういった例ですよというものに倣って採用してしまっただけですけども、再度、検討したいと考えております。

○早矢仕委員 方法書段階で、準備書で改めて評価するとは書かれているのですが、今の配慮書に書かれている内容は方法書の段階で変わると理解してよろしいのですか。

○事業者（朝比奈） そういう方向で検討させていただきたいのですが、技術指針の書き方に沿っているかという観点については、事務局にも確認させていただきたいと思っております。

○早矢仕委員 事務局もあわせてよろしくをお願いします。

改正のときに議論したと思うのですが、技術指針と事業者がやっつけの基準等が変わってくる場合に理由等の説明がきちんとならないといけないと思うのです。環境配慮指針は、ある意味、わかりやすく書いてあるのですが、子どもでもわかるようなものを追求する余り、肝心なことが守られておらず、これでは環境アセスとしてどうなのだというものもあります。子どもがわかる名前の動物を選ぶとかで、それがエゾリスやヒグマだったりするわけです。ただ、今回、鳥類は、わかりやすい鳥ではなく、ホオジロが選ばれていたことは不思議に思います。

本来の環境影響評価は、わかりやすく伝えるということと正確な内容を記すということの間で違いがあるのがおかしいと思いますし、それ自体が間違っていると思いますけれども、わかりやすくするために正確さや本来の趣旨が失われることはあってはならないと思いますので、そのあたりは慎重にご検討いただきたいと思います。

○村尾会長 ありがとうございます。

いただいた時間が迫ってまいりましたが、これだけは言っておきたいことはございませんか。

○松井委員 資料3の私の意見に対する事業者のご回答がどうもかみ合っていないように思いますので、念のために申し上げます。

基準値を満足しているかを確認することがアセスメントではないとの意見を言いましたが、ほとんどの項目で環境基準と比較するというような方法で評価すると書いてあるのです。しかし、これは、閣議アセスのころの遺物です。今はそんなことをやれとはどこにも書いていないのです。さらに言えば、事業者は目標値を設定するなどまで書いてあります。ですから、基準値と比較するというのは単なるおまけです。そうではなく、環境影響の低減措置にどれだけ努力しているかを書かなければいけない、それを評価しなければいけない、これが今のアセスの方法です。



そういう点で、配慮書の中に書いてある評価方法はほとんどが現在のアセス方法とは違う、20年ぐらい前のままの表記になっているという意見です。

○事業者（三浦） 今いただいた意見の趣旨をよく理解した上でこの後は進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○村尾会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○村尾会長 今回、初めての配慮書の審議となりますので、まだ位置づけを十分に吟味できていないのですけれども、この時点では配慮すべき環境事項に漏れがないか、また、先ほど遠井委員から方法ばかりだという話もありましたように、この後、方法書につながるという面もありますので、そこで延々と議論にならないよう、皆さんからこうすべきであるという意見がさらにございましたら、事務局までご意見をメールで送っていただければと思っております。

時間的に苦しくなっておりますので、本日の審議はこれで終了といたしまして、次回の審議会において、メールでいただいたご意見も含め、改めて出していきたいと思っております。

事業者の皆様、大変ありがとうございました。

[ 事 業 者 退 席 ]

○村尾会長 それでは、議題（2）の札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取り扱いについてです。

これについてはこれまでに何回かご議論をいただきましたので、本日は答申案についてご意見を頂戴したいと思っております。

事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 環境影響評価担当係長の北口でございます。

私から、今回の答申案とその後の議論についてご説明いたします。

資料5をごらんください。

こちらは、今回の放射性物質の取り扱いにおける答申案の原案でございます。

答申事項につきましては、札幌市環境影響評価条例において、放射性物質による汚染を適用除外としている第53条第1項という条項がございますが、こちらの規定を削除することが適当であるという内容となります。

こちらの理由といたしまして、ここに書いてあるものをかいつまんでご説明させていただくと、これまで、環境法体系では、放射性物質による汚染は全て適用除外となっております。まして、市の環境影響評価条例でも同じ規定が置かれておりました。しかし、福島第一原子力発電所の事故の後、環境法体系のもとでも放射性物質による環境汚染の防止措置を行

うことができることを明確に位置づけることが必要になりまして、3段落目になりますけれども、平成24年9月に環境影響評価法が、平成25年6月に環境影響評価法が改正されまして、放射性物質を適用除外とする規定が削除されまして、環境影響評価に関する関連規定はこれまでの主務省令等を指しますが、こちらについても27年6月1日までに全て改正されてきたところでございます。

審議会においては、札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取り扱いについてさまざまな観点から審議を重ねていただきましたが、このような国の動向に加えまして、札幌市の地域防災計画（原子力災害対策編）においても、原子力災害の中長期対策として、放射性物質による環境汚染に対して必要な事項を講ずることとされていることから、本市において、今後対象となる案件について、遅滞なく対処する必要があると考えております。

このことから、第53条第1項の規定を削除して、放射性物質による環境汚染についても環境影響評価の対象とすることが適当であるという結論に至ったという文面で議案を提示させていただきたいと考えております。

続きまして、こちらの案について、ご意見及びご議論をいただく前に、資料4をごらんください。

こちらは、これまでの環境影響評価条例における放射性物質の取り扱いについての審議及び追加意見の概要が記載されております。

時間が押しておりますので、かいつまんでご説明させていただきます。

1回目に、遠井委員から、国では、1キログラム8,000ベクレル以下の放射性廃棄物であれば、通常行われている処理方法で安全に処理することができるというが、通常の処理方法とはどういうものを言うのかということです。回答としては、これは一般的な方法でございまして、例えば市の埋立地に埋め立てるなど、今やっていることと変わらないことを指すものとさせていただいております。

また、松井委員から、国の動向、放射線量などについて、基準その他の話について、国から情報があるかというご質問がございました。回答としては、私どもからは情報がないとさせていただいております。

同じく、松井委員から、放射性物質に係る汚染について基準設定をする考えがあるのかというご質問がございました。回答としては、環境影響評価という観点ではなく、別の観点から何らかの措置を講ずる必要があると考えておりますとさせていただいております。

また、基準が設定されないと、対応策に言及しても具体的な対応策が困難になることが懸念されるというご指摘がございました。回答としては、技術指針の策定に当たって、このようにご指摘をいただいた事項は参考にさせていただきたいと考えておりますとさせていただいております。

最後に、条例改正については基準が決まってから行うのか、決まらないうちから先に改正してしまうのかというご質問がございました、回答としては、現時点では、放射性物質に対応する手続を考えておりまして、基準等については国の動向を見ながら検討していき

たいと考えておりますとさせていただきます。

また、黄委員から、廃棄物最終処分場の主務省令で、浸出液処理施設において放射性物質が評価対象外となっている理由についてお問い合わせがございました。私が国に確認しましたところ、通常の処理方法で安全なので、放射性物質については特に見なくても問題がないと考えているので、入れていないという回答がございました。これは、放射性物質が高いものについては、ご存じのとおり、特措法の関係で国の預かりになりますので、危険なものはカットされているからということでございます。

また、松井委員から、国では放射線の評価を実効線量で行う予定かということで、国からの回答は、実効線量で行うということでございます。

続きまして、松井委員から、環境影響評価の手法としまして、基準がないまま評価することも可能だが、どのような手法をとる考えかというご質問がございました。回答としては、評価の手法としては基準値を比較する方法及び環境影響評価を可能な限り低減する方法等がありますが、国が何らかの基準を定めるのか、動向をさらに見て検討したいと考えておりますとさせていただきます。

また、松井委員から、環境影響評価の方法として、先ほどご審議の中でもございましたが、基準値を下回ることよりもどれだけ低減するかを評価するというスタンスを考慮するので、そのような方針に臨むべきというご意見でございます。これについては、ご指摘いただいた事項を参考にさせていただきたいと考えております。

この後ろはアドバイザーの関係で幾つか書かれておりますけれども、時間も押しておりますので、割愛させていただきたいと思っております。

○村尾会長 ありがとうございます。

まとめますと、これまでのご議論では、答申に書かれている放射性物質による汚染を適用除外とするところを削除することに関しては、何回かの議論で皆様から同意を得られているというふうに考えてございます。ですから、きょうの答申案については同意いただけるのではないかと思います。

先ほど説明があった皆さん方からのご意見、例えば、放射性物質の評価をどう行うか、あるいは、基準をどう設定したらいいのかは、技術指針を設定する際に問題になるところでございまして、まずは条例が議会で承認されなければなりません。技術指針は私どもの審議会で決定できますので、ちょっとずるをしていますが、評価の方法や基準についてはこの条例が通った後にご議論をいただければということで、きょうはこの答申案についてご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○遠井委員 答申案については特に意見があるわけではないのですが、私の前回の質問に対しての答えの関係で、改めて答申案の射程について確認いたします。

恐らく、私の質問が的外れだったかと思うのですが、今回の改正は、放射線を広範囲にわたって放出するような事故が起こった後で土地の改変などを行って開発すると、それに

よって新たに放射線が出てくる可能性がある場合を想定しているということですね。ですから、事業自体で大量の放射線を排出したり流出したりするような事業を想定しているものではないので、放射性廃棄物の最終処分場や原子力発電所、その他放射線を扱うような建設のアセスではないという理解でよろしいですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今のところ、基本的に国の考え方を踏襲したいと考えておりますが、国では、今言ったように、中に入っていて、本来、取り扱っているものについては、他法令の管理下にあつて、そこで問題なく行われております。ですから、今回は、環境影響評価法もそうですけれども、放射性物質に対してはあくまでも一般環境中の放射線となつておまして、管理下のものは対象といたしません。

○遠井委員 今の時点で、例えば、北海道内にある原子力発電所が万が一最悪の事態で事故が起こった後の想定かなと思つたのですが、それが無い状況でも、日常的に、今後、項目として含めていくのでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） こちらにつきまして、先ほどの原子力防災対策においては、現時点では確かにそのような問題になる場所は存在いたしません。早急に何かが起こるといふことはないと我々は考えております。遠井委員がおっしゃいましたように、事故が起こつて、問題になる放射性物質が高い区域が発生した後のためにこちらの条項を今のうちから準備しておくとして理解していただいて差し支えございません。

○村尾会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○村尾会長 この答申案どおりに答申するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○村尾会長 ありがとうございます。

それでは、私から、後日、札幌市に答申させていただきます。

予定の時間より長くなっています。次の議題に入るのですが、準備に時間をいただきたいと思ひます。

数分、お休みいただければと思ひます。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今、3時15分でございますので、3時20分まで休憩とさせていただきます。

[ 休 憩 ]

○村尾会長 それでは、再開いたします。

最後の議題の屯田・茨戸通に係る追加調査結果報告でございます。

このアセスメントは、私は、委員を6年やっているのですが、知らないものですから、それより前のものです。

最初に追加調査の位置づけについて事務局から、そして、結果について事業者からご報告をいただきたいと思います。

まずは、追加調査の経緯について、事務局よりご説明ください。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 北口からご説明させていただきます。

短いのですが、座って説明をさせていただきます。

まず、資料の一番後ろのA4判1枚物をお手元にご用意ください。

屯田・茨戸通の環境影響評価については、平成17年度に手続が既に終了している案件でございます。しかし、この手続で出された評価書の中で、裏側を見ていただきたいと思いますのですが、赤枠で囲ってあるように自動車の騒音に伴う大気汚染や道路交通騒音、あるいは、ハイタカやオオジシギなどの希少種について、生息状況調査を事業実施前に行って、その結果については審議会に報告するとともに、必要に応じて適切な措置を講ずるという当時の審議会のご意見を受けまして、市長意見として、事業者がそちらを反映させているものでございます。

こちらは札幌市条例のアセスの手続の外にあるものではございますけれども、今回、こちらで報告いただくことから、事業計画としてよりよい措置を講ずることができるようにアドバイス等をいただければと考えております。

簡単でございますけれども、事務局からは以上でございます。

○村尾会長 続きまして、事業者から、追加調査の中の大気、騒音について報告をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○事業者（高桑） 札幌市建設局土木道路課で計画担当課長をしております高桑です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、私から、事業実施部局を代表しまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

札幌圏都市計画道路の屯田・茨戸通につきましては、平成18年3月に札幌市環境影響評価審議会の委員の皆様のご審議のもと、評価書の取りまとめを行いました。この場をおかりしまして、改めてお礼を申し上げます。

屯田・茨戸通につきましては、札幌市西区宮の沢から江別、北広島を結ぶ主要道道札幌北広島環状線の一部区間となっております、札幌市域内のみならず、道央都市圏を連絡する骨格道路に位置づけられる重要な道路となっております。

この道路につきましては、平成18年に都市計画決定を受けておりまして、同時にアセス審議も終えておりますが、それ以来、約10年が経過しておりまして、これまでの間、道路構造に関する設計、あるいは、現地における調査、測量、さらには、事業に必要な用地取得をそれぞれ行ってきておりまして、いよいよ来年の平成28年度より創成川にわたる橋梁工事を皮切りに、工事を順次進めていきたいと考えております。

そこで、本日は、平成18年のアセスご審議の際に、事業実施前後で改めて調査を行う項目に関してご意見をいただいておりますので、その項目の事業実施前の調査結果をご報

告させていただきたいと思っております。

詳細については、この後、担当係長より説明をさせていただきますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事業者（長谷川） 札幌市建設局土木部道路課で計画一係長をしております長谷川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

きょうの審議会については、札幌市道路課担当職員4名と調査を実施いたしましたコンサル3名が同席しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ここからは座って説明させていただきます。

本日も説明する内容は、お手元にお配りした資料にありますように、さきの評価書の中で記載されております準備書に対して述べられた市長からの環境保全の見地からの意見についての事業者の見解の項目の一つであります事業時における調査についてご報告させていただきたいと思っております。

なお、報告の前に、当事業の概要について、簡単ではありますが、説明させていただきます。

前のスライドをごらんください。

まず、当該道路の位置です。

札幌市北区屯田町の追分通から東茨戸1条1丁目の創成川通、つまり国道231号までに至る赤線で示す位置が新たに道路を整備する屯田・茨戸通です。全体事業延長としましては5.7キロメートル、右下の図にあるとおり、標準幅員33メートルの4車線の道路となっております、計画交通量は1日当たり1万2,200台から1万6,600台となっております。

先ほどもお話ししましたとおり、次年度の平成28年度より工事に着手し、平成37年度の全線供用開始を目指し、事業を進めていく予定としております。

この屯田・茨戸通は、主要道道札幌北広島環状線の一部区間となっております、道央都市圏における都市交通マスタープランでは、主要な都市間をつなぐ連携道路として位置づけをされており、また、札幌市まちづくり戦略ビジョンでも骨格道路網として位置づけされております。事業における効果としましては、交通円滑化や渋滞緩和によるCO<sub>2</sub>削減などが挙げられます。

続きまして、本日の本題である事業前調査についてご説明いたします。

この事業前調査は、平成18年度の環境影響評価審議会において、環境配慮が必要な項目の一つとして意見をいただいたものに対して事業者として実施することとしていたものでございます。当時の審議会では、事業実施までには時間を要することから、周辺状況が変化することも予想され、スライドにありますように、自動車走行に伴う大気汚染、道路交通騒音については事業の実施前後で確認を行うこと、また、ハイタカやオオジシギ及びコウモリやカタツムリの貴重種について生息状況を事前に確認することとしておりました。昨年度までにこれらの調査を実施していたところであり、今回、審議会へ報告させていた

だくものであります。

事業前調査は、上の表にありますように、平成24年から26年にかけて、大気調査、騒音調査、貴重種調査を行っております。調査項目は、大気調査につきましては二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を2カ所において年4回、騒音調査は13カ所において年1回、貴重種調査は、計画路線及びその周辺において、鳥類は年4回、コウモリ類は年2回、陸生貝類は年2回実施いたしました。

下の表は、参考として、アセス時に実施した今回の調査項目を示しております。

ここで、このスライドにて配付した資料に誤りがありましたので、おわびして訂正させていただきます。

アセス時の鳥類調査についてですが、5回の調査を行っており、時期は平成15年10月から16年7月の期間となります。お手元に配付した資料では「2回から4回」と記載しておりますので、修正していただければと思います。

また、これから説明を行うスライドでは、青色を基調としたスライドがこのたび報告いたします事業前調査の結果、桃色を基調としたスライドは平成18年のアセス時に行った調査及び評価結果となっております。

事業前調査の調査方法及びその評価方法ですが、大気、騒音の2項目につきましては、調査方法は環境基準などに定められている方法に準拠し、環境基準との比較を行っております。また、貴重種調査につきましては、ハイタカやオオジシギの鳥類、コウモリ類、カタツムリ類などの陸生貝類が確認できる調査で行い、生息確認を行いました。

なお、重要種としては、北海道レッドデータブック2001や環境省レッドリストなどに掲載のある種としております。

それではまず、大気、騒音についてご報告いたします。

最初に、大気調査です。

こちらのスライドでは、事業予定地周辺の環境大気測定局の位置を示しております。また、赤線で示しておりますのが当該路線である屯田・茨戸通であります。環境アセス時はこの周辺の測定局の測定結果を用いて大気の予測を行っております。

ここにアセス時における屯田・茨戸通が整備された後の自動車の走行に係る二酸化窒素濃度と浮遊粒子状物質濃度の予測値を示しております。バックグラウンド濃度としては、篠路測定局の測定結果を用い、図の中に示しております3カ所について予測を行っております。ごらんとおり、いずれの箇所も環境基準を下回っており、環境基準との整合が図られている予測結果です。

次に、各物質濃度の各測定局における経年変化の測定値をお示しいたします。アセス時に用いた測定結果と直近の測定結果との比較をしております。

ごらんいただいているとおり、アセス調査より約10年が経過しておりますが、予測値を算出するに当たり、バックグラウンド値としていました二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度の値のいずれも、アセス調査時と比較いたしまして、著しい濃度の違いは見受けられませ

んでした。

このスライドは、平成26年度に行った大気の事業前調査の調査箇所となります。アセス時では周辺の測定局の値で予測しておりましたが、事業前後の調査はごらんの当該路線の二つの地点を選定し、調査を行うこととしました。調査地点1が当該路線西側の屯田地区、調査地点2が当該路線東側の国道231号付近の西茨戸地区となっております。また、調査時期は、4月、7月、10月、1月の4回としております。

こちらのスライドが二酸化窒素の調査結果となります。左側のグラフが当該路線の西側の地点1、右側のグラフが地点2となっております。

こちらのグラフで使用している値は、4月、7月、10月、1月のそれぞれ7日間ずつ計測した中での各月の日平均値の最高値を示しております。スライドに示すとおり、環境基準といたしまして、0.04ppmから0.06ppmの範囲内またはそれ以下となっており、両地点において環境基準を満足する測定結果が得られました。

こちらのスライドは、浮遊粒子状物質の測定結果となります。左のグラフが西側の地点1、右のグラフが地点2となっております。

環境基準につきましては、日平均値と1時間値のそれぞれがありますので、その二つの値の測定結果を示しております。先ほどと同様に、日平均値、1時間値ともに、調査月の最高値を示しております。環境基準の値は、日平均値が1立方メートル当たり0.1ミリグラム以下となっており、基準値を赤色の実線で示し、測定結果を青色のグラフで示しております。1時間値は環境基準が1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下となっており、基準値を赤色の破線で示し、測定結果を黄色のグラフで示しております。こちらのスライドのとおり、両地点において環境基準を満足する結果が得られました。

以上が大気調査の結果となります。

次に、騒音調査です。

まず、平成18年の環境アセス時における自動車走行に係る騒音の予測値を示しております。環境アセス時は、事業実施により影響を及ぼす地域として、市街地地域であるごらんの2カ所について予測を行っております。

予測結果は、表にありますように、②の西茨戸地区の背後地域において環境基準を超過していたことから、環境保全措置を検討し、それを講じた場合の騒音予測としております。

環境保全措置として、遮音壁の設置、排水性舗装、環境施設帯の設置を行った場合の騒音予測値がこちらの下表となります。ごらんのとおり、環境保全措置を行うことで環境基準との整合が図られているという結果となっております。

次に、こちらのスライドは、今回、事業前調査として平成26年に行った騒音調査の箇所を示しております。調査地点は、アセス時において調査を行った地点を基本とし、その周辺の住宅が密集している地点を追加するなど、地域類型が変わる場所を選定し、5地点、13カ所で調査を行い、事業実施後の調査においても詳細に比較ができるように測定数をふやして測定しております。



また、測点1、測点3、測点5につきましては、通過交通の多い路線に面した箇所にて計測を行っております。

これからのスライドは、今回計測した結果と地域類型別に定められている環境基準との比較を示したものであります。

こちらは、A類型に分類される調査地点の結果となります。A類型は、専ら住居の用に供される地域として第1種低層住居専用地域や、第2種中高層住居専用地域などの用途地域の箇所となり、環境基準は、昼間が60デシベル、夜間が55デシベル以下となります。これらの調査地点につきましては、昼間、夜間ともに、環境基準を満足している結果となっております。

続きまして、B類型に分類される地点の結果となります。B類型とは主として住居の用に供される地域として、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の用途地域の箇所となり、環境基準は昼間が65デシベル、夜間は60デシベル以下となります。こちらにつきましては、1地点で環境基準を超過している測定結果となりました。調査した地点のナンバー3は、事業時における工事車両の通行に伴う騒音が懸念される箇所として調査地点としている箇所であります。

今回の測定において基準値の超過を確認いたしましたので、事業実施時に運搬経路とする際には、運搬車両には低速運行により通行することを徹底して、環境悪化の要因とならないように注意してまいりたいと考えております。

次に、C類型に分類される測定の結果となります。C類型とは、相当数の住居と合わせて商業、工業などの用に供される地域として、近隣商業地域や準工業地域などの用途地域の箇所となり、環境基準は、昼間は65デシベル、夜間は60デシベル以下となります。こちらにつきましては、環境基準を満足している調査結果となっております。

最後に、C類型近接に分類される測点の結果となります。近接と記載しておりますのは、特例といたしまして、幹線道路を担う道路に近接する空間につきましては環境基準を緩和することができ、国道231号に面した地点で測定した地点は特例値との比較を行っております。環境基準は、昼間は70デシベル、夜は65デシベル以下となります。この地点におきましても環境基準を満足している調査結果となっております。

以上が騒音調査の結果となります。

なお、アセス時においても5地点において騒音調査を行っております。こちらに示しておりますのが、アセス当時の調査地点となっております。アセス当時の調査結果と今回の事業前調査として測定した13カ所のうち、これらの五つの地点と合致、もしくは、近接している箇所の測定結果の比較を次のスライドにてお示しさせていただきます。

こちらが比較結果となっております。この中で地点3につきましては工事車両による影響を想定した箇所として計測を行っており、環境アセス時は夜間の調査はしておりませんが、本調査では他の地点同様に夜間も計測いたしました。こちらの表を見てもおわかりになるようにアセス調査時と比べても各地点における著しい騒音レベルの違いは見られない

結果となっております。

こちらが大気調査及び騒音調査のまとめとなっております。

大気調査につきましては、周辺測定局での経年変化による著しい違いは見受けられないこと、また、今回調査をした事業予定地での結果におきましても環境基準を満足している結果となりました。したがって、アセス当時から新たな環境保全措置は不要と判断いたしております。

次に、騒音調査であります。環境アセス時の調査結果と著しい違いは見受けられませんが、今回調査をした1地点において環境基準を超過しておりました。

以上を踏まえ、屯田・茨戸通本線に近接した西茨戸地区においては、アセス当時に必要と判断した環境保全措置を実施いたします。また、今回の事前調査で確認されました工事用車両運搬経路となり得る箇所の基準値超過をした地点につきましては、運搬車両の減速運行の徹底などにより配慮していきたいと考えております。さらに、大気、騒音調査につきましては事業実施後にも調査を実施していきます。

以上が大気、騒音の調査結果の報告となります。

○村尾会長 ありがとうございます。

時間の関係で、この後、生物調査の結果のご報告もごございますので、ご質問やご意見はその後にまとめてお受けしたいと思っております。

大変恐縮ですが、生物調査の結果の報告に当たって、傍聴者の方はご退室をお願いいたします。

[ 傍 聴 者 退 室 ]

[ 説 明 終 了 ]

○村尾会長 ありがとうございます。

最初に、事務局から経緯が説明されましたように、アセスはかなり前に終わっております。ですから、今回は事前調査の報告という位置づけが強く、私たちが審議するような内容とは違っております。調査に対して、今後進める上でいいアドバイスがあればお願いする形でご意見やご質問を頂戴したいと考えてございます。

きょうのところは、詳しく意見をいただくような時間を十分にとれませんので、これだけは言っておきたいということがございましたら、特に専門の委員の方から一言いただければと思います。

大気については、私が専門ですが、意見は全くございません。

騒音について、松井委員からいかがですか。

○松井委員 評価書を見ておりませんので、どういう経緯でこういうことになっているのかはわかりませんが、基本的に、環境基準を満足するかどうかという評価方法にな

っていますね。これは道路のアセスだとマニュアルにそうなっているので、それ以上されないというのは承知しているつもりです。

ただ、これからつくられる新しい道路であるということは、先ほど申されたように、環境への影響をできるだけ低減させるということは、環境基準を満たす満たさないではなく、現状をいかに保全するかという方針で対策をされると考えてよろしいですか。

平成18年度ですと、必ずしも環境基準を満足するかどうかというアセスメントにはなっていないかと思うのですが、対策の判断についてはどうですか。

○事業者（長谷川） 環境基準値以内におさまっているからいいということではなく、今、委員がおっしゃられたように、できるだけ現状を保全する方法をとって、整備を進めていきたいと考えております。

○村尾会長 ありがとうございます。

まだご意見があるかと思いますが、これも次回に持ち越したいと思います。もし質問やご意見がございましたら、メールでも結構ですので、お寄せいただければと思います。

きょうは早く終われるかなかと思っていたのですが、目いっぱいになってしまいました。本日の審議はこれまでといたします。

ご協力をありがとうございました。

事務局に進行をお返しします。

### 3. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 村尾会長、委員の皆様、長時間にわたり、盛りだくさんの内容についてご審議、ご検討いただき、ありがとうございます。

まず、駒岡清掃工場については、環境配慮書について本日諮問をさせていただきましたが、11月中に市長意見をまとめることになっているものですから、この後、本日は時間を十分にとれませんでしたので、委員の皆様にも期日を設けてご意見をいただき、答申案作成に向けてメールでやりとりをさせていただきたいと思います。今の予定ですと、11月中旬に審議会を開催したいと考えております。そのときに答申案として皆様にご提示できるのか、骨子だけなのか、皆様からいただくご意見によって状況を逐次ご報告させていただきたいと思います。

それから、今の屯田・茨戸通についても時間が限られておりましたので、今、村尾会長がおっしゃってくださったように、アドバイスということになってくるかと思いますが、こういうことをもっと検討してはどうかというようなご意見等をメールで頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局からは以上でございます。

本日は、時間ぎりぎりでしたが、ご検討いただきまして、ありがとうございます。

次回もどうぞよろしく願いいたします。

以 上